

平成 29 年度 STOP!冬季労働災害プロジェクト実施要綱

高山労働基準監督署

1 趣旨

冬季(12月から翌年2月までの3か月間をいう。)における飛騨地区は、降雪、低温などの冬季特有の気象条件の影響を受け、積雪・凍結・寒冷に起因した冬季特有の労働災害が毎年多発している。

平成 25 年度から 28 年度の 4 か年の冬季における休業 4 日以上の労働災害は 197 件発生しているが、そのうち、冬季特有の労働災害は 79 件、40.1%を占める状況となっている。その災害の内容を分析すると、路面の凍結等による転倒災害が 44 件(55.7%)と最も多く、手足の骨折等の重傷災害が多いという結果であった。続いて、死亡災害等の重篤な結果となり得る屋根の雪下ろし等における墜落・転落災害 14 件(17.7%)、車やオートバイのスリップ等による交通事故 6 件(11.4%)が発生している。

岐阜県下において、冬季の気象条件の厳しい当署では、冬季特有の災害を減少させることは極めて重要な課題である。

このため、当署では、安全衛生関係団体、事業者団体、地方自治体等と緊密に連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、冬季労働災害の防止を目指して「STOP!冬季労働災害プロジェクト」を実施する。

とりわけ、冬季の労働災害の 5 割以上を占める転倒災害、重篤な結果となり得る墜落・転落災害及び交通労働災害の防止を重点目標に掲げて本プロジェクトを展開する。

2 重点目標

転倒災害、墜落・転落災害及び交通労働災害の防止

3 実施期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日

4 主唱者

高山労働基準監督署

5 協力者

労働災害防止関係団体、事業者団体、地方自治体を始めとする本要綱の趣旨に賛同するあらゆる団体

6 実施者

各事業者

7 主唱者の実施事項

- (1) 冬季労働災害の防止に関する安全広報資料の作成
- (2) 事業場に対する各種指導時における、冬季労働災害防止対策の実施についての指導
- (3) 事業場の実施事項に対する指導援助
- (4) 様々な広報媒体を通じた広報の実施

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7(3)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

- (1) 安全衛生委員会等での冬季労働災害防止の調査審議
- (2) 冬季労働災害防止のため中心となって取り組む管理者の選任
- (3) 職場巡視の実施、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- (4) 耐滑靴の選定と靴底摩耗度の確認と対処
- (5) 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布、ヒーター等の設置
- (6) 雪下ろし作業時の墜落・転落災害防止対策の方針表明(建屋ごとに本質安全化又は付加保護対策)